

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」に係る公募要領

(2020年5月15日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ部

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」に係る公募について
(2020年5月15日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

電力の使用に際して、直流技術は、効率、信頼性、制御性等の観点でメリットがあると期待されているため、国内外問わず、過去からも多くの実証事業や導入事例が多くあります。2019年度には、この分野に関連する国内外の実証事業、導入事例を網羅的、体系的に整理し、技術（システム・要素の両面）を中心にその動向を把握した上で、技術マップ及び技術ロードマップを策定しました。

本調査事業は、国内外の最新情報を収集し、2019年度に策定した技術マップ及び技術ロードマップをより具体的に定量化、定性化することで、直流システムを社会実装し、その早期の普及拡大に貢献することを目的とします。

1. 件名

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」

2. 調査内容／事業概要

【目的】

近年、民生・産業・運輸など幅広いセクターにおいて電化率が高まっており、従来の標準的な交流（alternating current : AC）に加え、直流（Direct Current : DC）の利活用が注目されている。

この理由は、地球環境保護、温暖化防止、排出ガスの抑制等から太陽光、風力、バイオなどの再生可能エネルギーによる発電装置が増えていること、それらの間欠的な出力補完や故障や停電等による電源断に備え蓄電池や電気自動車の導入・活用が増えていること、および直流を直接消費する機器やインバータ等直流を利用するための電力変換器を搭載した器具・負荷設備が増えてきたことが背景にある。創エネ、蓄エネ、省エネの3要素がすべて直流の特性を持つため、直流システムとして統合することで、効率的で運用しやすい電気エネルギーの利用が可能になる。加えて、再生可能エネルギーを主力電源化することが、我が国のエネルギー基本計画でも謳われているほか、諸外国も同様の目標を将来に向けて掲げている。これらの目標達成のためには、直流を無駄なく合理的かつ安全に利用することが必要となるが、発電、送配電、需要・マネジメント・交通等各々のレイヤー内、もしくはレイヤー間を接続するインターフェイスとして直流を適用するときの形態が、設備規模、および国やエリアによって異なり、直流の活用方法、役割は様々である。また、システム形態や利活用の領域によって、直流にかかわる技術的な課題も区々である。

直流利用に関しては、効率、信頼性、制御性などの観点でメリットがあると期待されているため、国内外問わず、過去からも多くの実証事業や導入事例が多くある。しかしながら、過去の実証や導入事例の成果、知見や課題等を体系的に取りまとめた資料や文献は多くなく、再エネを推進するための新たなシステム構築に資する直流技術開発を推進するうえでも、重複や抜けが生じる懸念がある。本調査は、今後の調査、技術開発、実証事業を効率的に進め、その成果を速やかに社会実装し、直流システムを普及拡大させるため、国内外の実証事業、導入事例を網羅的、体系的に整理し、技術（システム・要素の両面）を中心にその動向を把握することを目的とする。

【内容】

上記の目的を達成するため、以下の項目について実施する。なお、実施にあたっては、NEDOとの緊密な連携のもとで行うものとする。

(1) 直流利活用調査によって策定された技術マップをもとに、更なる分析を行うとともに、各種課題をより具体化、定量化し、今後の研究開発～社会実装までの実施項目・内容を明確にする。

(2) 同じく、直流利活用調査によって策定された、技術ロードマップについても、適用すべき領域に優先順位をつけ、実現の可能性が高いものを中心に、その内容の深堀、詳細な分析・検討により、今後の事業化に資するよう道筋の具現化を行う。

(3) 上記、技術ロードマップに付随して、関連する法令・規格・国際標準等の現状と将来動向についても、調査した結果をもとに、直流利活用分野の社会実装のために必要となる項目・条件について、現状とあるべき姿との間のギャップを明確にするための分析を行う。

(4) 上記、(1)、(2)、(3)の実施においては、NEDOとの協議で選定する産学官によって構成される委員会を設置・開催し、委員会での議論等を基に成果物の充実化を図る。

(5) 委員会の運營業務に関しては、委員候補の選定、会議資料の作成・準備、会場手配・設営、会議運営に係る各種備品等の手配・支払い、委員への旅費・謝金の支払い、会議日程の調整・連絡、議事録の作成等を行う。

(6) 直流利活用分野に関する今後の実用化、社会実装のため、国内外のニーズ調査を行い、市場の動向を把握し、今後の事業化に役立てる。ニーズ調査の手法については、市場・利害関係者への訪問インタビュー、アンケート等、対象者・属性および母数により適切な手法を選択し、実施する。ニーズ調査の結果を分析し、市場創造・拡大に必要な戦略を提言する。

(7) 市場のグローバル化への対応や技術開発において、国際協業すべきパートナー組織・機関との関係構築が必要と思われる場合、訪問ヒアリング調査を実施することもある。

3. 応募要領

次の a.から c.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

4. 提案期限及び提出先

(1) 提出期限

2020年6月10日(水)正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、公募情報に関するお知らせは [NEDO 公式 Twitter](#) にて随時配信しております。ぜひフォローいただき、ご活用ください。

[NEDO 公式 Twitter](https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html) : <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ部 廣瀬、遠藤、飯原

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

(3) 提出方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「4.提出期限及び提出先」に基づいて御提出ください。新型コロナウイルス感染症による影響により、提案書類への押印や郵送または持参での提出が難しい場合は「8.問い合わせ先」へご連絡ください。
- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。
 - ・仕様書 (PDF)
 - ・提案書類 (WORD)
 - ・調査委託契約書 (案) (本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。)

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

5. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、当該事業及び公募に係る説明会の開催は予定しておりません。

本公募に関するご質問等は「8.問い合わせ先」までご連絡ください。頂いた質問と回答は後日 WEB サイトに公開させていただきます。

6. 委託先の選定

(1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ラ

イフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

7. 留意事項

(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2) に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(3) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(4) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委

託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認,及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> ）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ部 廣瀬、遠藤、飯原

E-mail : smartcommunity@ml.nedo.go.jp

提案書類

1. 提案書類の様式

提案書の記載に当たっては、提案書の様式（別紙1）を参照し、日本語で作成してください。

2. 提案書類の提出部数 提案書及び提案書要約 各3部（正1部、写2部）

3. 添付書類

提案書類には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- (1) 会社経歴書1部（NEDOと過去1年以内に契約がある場合を除く）
- (2) 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1部
- (3) 提案書類受理票（別紙2）1部
- (4) NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。

調査委託契約標準契約書

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

- (5) 提案書類は、日本語で作成していただきますが、提案者が外国企業等であって、提案書類を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写し1部を添付してください。

4. 提案書類の受理

- (1) 応募資格を有しない者の提案書類、又は提出された提案書類に不備がある場合は、受理できません。
- (2) 提出された提案書類を受理した場合は、提案書類受理票を提案者に通知します。

5. 提案書類に不備があった場合の取扱い

提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効とさせていただきますので御承知置きください。この場合、提案書その他の書類は返却します。

6. 秘密の保持 提案書類、その他の書類は委託先の選定にのみ使用します。

7. その他

- (1) 提案は、一企業等の単独、又は複数企業等の共同のいずれでも結構です。
- (2) 部分提案（調査内容の一部のみを実施する提案）は受け付けませんが、委託先選定に係る審査の結果、調査範囲を指定し、複数者に委託する場合があります。
- (3) 再委託を行う場合には、提案書に、「再委託の理由及びその内容」を御記載ください。
- (4) 委託先選定に係る審査は、受理した提案書類、添付資料等に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。
- (5) 新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。
- (6) 受理した提案書類、添付資料等は返却できませんのであらかじめ御了承ください。

提案書の様式

1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記載してください。
2. 用紙は、A 4 判を利用し、左とじにしてください。
3. 提案書は、3 部（正 1 部、写 2 部）を提出してください。
4. 部分提案は受け付けられません。

◎部分提案とは

仕様書に定める調査内容の全てではなく、調査内容の一部についての提案を行うことです。

【表紙記載例】

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」に対する提案書

調査テーマ

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」
(共同提案を行う場合は、以下の提案者の項目を併記してください。)

年 月 日

提案者名 ○○○○○株式会社 (法人番号) 印

代表者名 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印
(外国企業はサイン)

所在地 ○○県△△市・・・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

連絡先 所属 ○○○部 △△△課
役職名 ○○○○○部 (課) 長
氏名 ○ ○ ○ ○
(所在地) ○○県△△市・・・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

*連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

TEL △△△-△△-△△△△ (代) 内線 △△△△

FAX △△△-△△-△△△△

E-mail ○○○○○@○○○○. ○○. ○○

【提案書要約記載例】

提案書要約

| | |
|--------------|---|
| 調査テーマ | 「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」 |
| 提案者名 | 〇〇〇〇〇株式会社 |
| 連絡先 | 〇〇〇部×××課 氏名 〇〇 〇〇 (前ページの連絡先と同一) T E L F A X E-mail |
| 調査目標 | |
| 提案する方式・方法の内容 | |
| 調査課題 | |
| 調査実績 | |
| 調査体制 | |

【本文記載例】

1. 調査テーマ

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」

2. 調査の概要

当該調査を実施するに当たり、調査の目的・目標・内容等の概要について説明してください。

3. 調査の目標

当該調査を実施するに当たり、各調査項目についてどの程度の量の情報を集め、どのように整理を行うことを目標としているか、具体的に説明してください。

4. 提案する方式・方法の内容（注1）

当該調査を実施するに当たり、貴社が提案する手法や手段、7. で記入した調査項目及び調査報告書のイメージについて、具体的かつ詳細に説明してください。

5. 調査における課題

当該調査を実施するに当たり、現在想定している具体的課題について説明してください。

6. 調査実績

当該調査分野における貴社の実績を説明してください。

注1) 研究開発独立行政法人又は公益法人が応募する場合は、当該調査分野における専門的知見の優位性についても説明してください。

7. 調査計画

当該調査を進めるためには、仕様書における調査項目をどのように細分し、どのような手順で行うのか、また、どの程度の経費が必要となるかを一覧表にまとめてください。なお、参考のため、矢印の上には投入する予算額を、矢印の下には投入する研究員の人数を記入してください

(単位：千円)

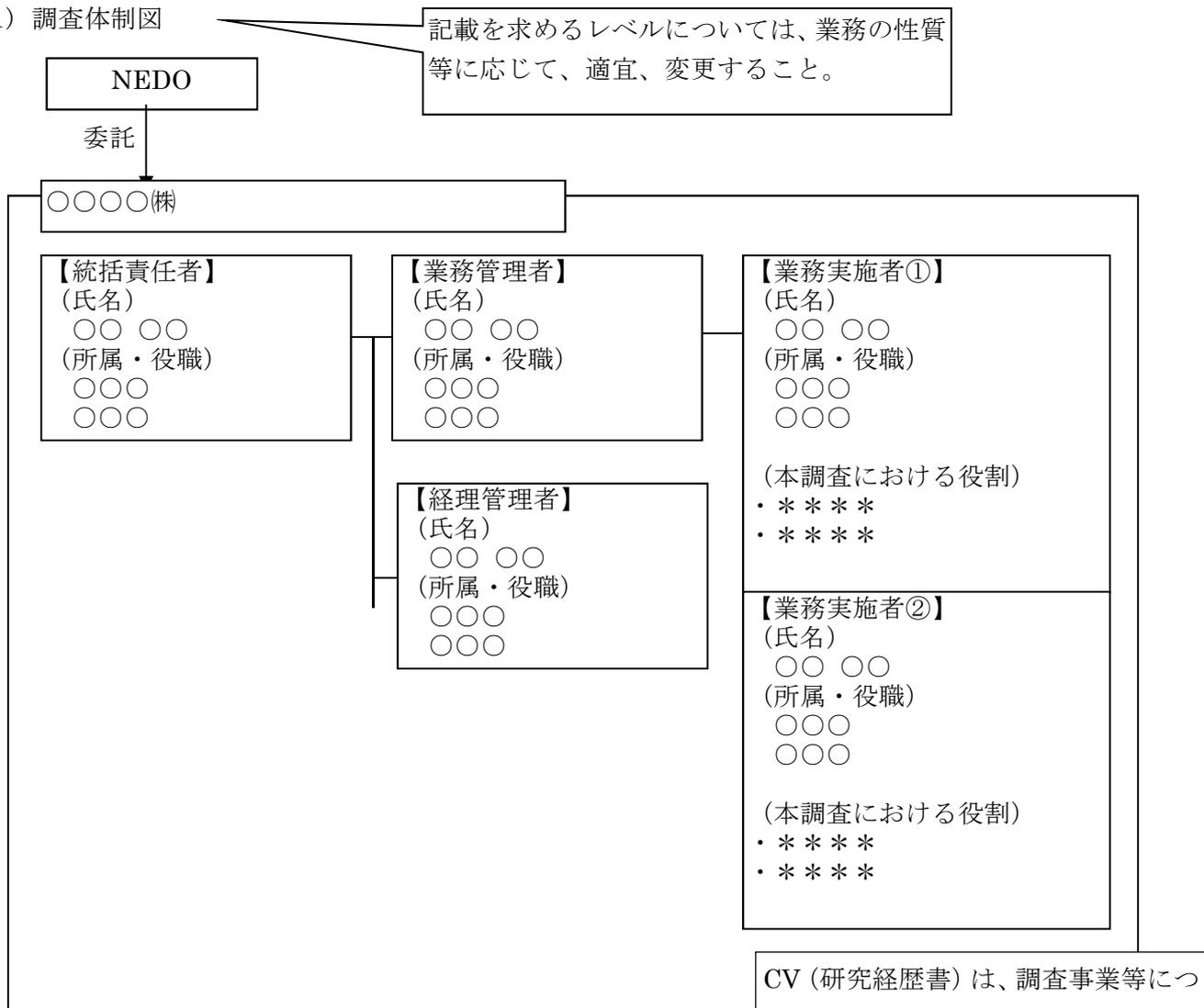
| 調査項目 | 〇〇年度 | | | | 合計 |
|-------------|-----------------|----|-----------------|----|------------|
| | 〇月 | 〇月 | 〇月 | 〇月 | |
| 1. <調査項目 1> | | | | | |
| 1-1. 〇〇〇〇 | *** → (人) | | | | *** (人) |
| 1-2. 〇〇〇〇 | | | *** → (人) | | *** (人) |
| 2. <調査項目 2> | | | | | |
| 3. <調査項目 3> | | | | | |
| 4. <調査項目 4> | | | | | |
| 合計 | | | | | *** (人) |

備考) 消費税及び地方消費税については、調査項目ごとに内税で計上してください。日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額が存在する場合にも調査項目ごとに含めて計上してください。

8. 調査体制

当該調査を受託したときの実施体制図及び業務実施者の調査に関する実績について示してください。共同提案の場合や再委託を行う場合は、まとめて示してください。

(1) 調査体制図



(2) 業務管理者及び実施者の調査に関する業務実績について

| 業務管理者 | | 調査に関する業務実績 |
|------------|--|------------|
| 〇〇 〇〇 (氏名) | | |

| 業務実施者 | | 調査に関する業務実績 |
|-------|------------|------------|
| ① | 〇〇 〇〇 (氏名) | |
| ② | 〇〇 〇〇 (氏名) | |

9. 2019年度の必要概算経費

上記の調査に必要な経費の概算額を調査委託費積算基準

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

に定める経費項目に従って、記載してください。

(単位：千円)

| 項目 | 積算内訳 |
|---|--------------------------------|
| I. 労務費 1. 研究員費 2. 補助員費 | |
| II. その他経費 1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費 | 再委託がある場合は、「IV. 再委託費」を追加してください。 |
| 小計 A (= I + II) | |
| III. 間接経費 (= A × 比率) (注1) | |
| 合計 B (= A + III) (注2) | |
| 消費税及び地方消費税 C (= B × 10%) (注3) | (注：円単位) |
| 総計 | (注：円単位) |

注) 1. 間接経費は中小企業等は20%、大学は15%、その他は10%、とし、I～IIの経費総額に対して算定してください。

2. 合計は、I～IIIの各項目の消費税を除いた額で算定し、その総額を記載してください。

3. 提案者が免税業者*の場合は、積算内訳欄に単価×数量×1.1で記載し、消費税及び地方消費税C欄には記載しないでください。

*例えば、設立2年未満の団体、又は前々年度の課税売上高が1千万円以下の場合は、消費税及び地方税の非課税事業者として取り扱われます。

再委託理由及びその内容

| | |
|---------------------|-------------------------------|
| 再委託先の名称 | |
| 再委託先の住所等 | |
| 再委託を行う合理的理由 | 連名契約による場合に比して特に効率が高い理由を含めること。 |
| 再委託を行う業務範囲 | |
| 再委託予定金額と委託費総額に対する割合 | 円 (%) |
| 備考 | |

備考：この表は再委託先ごとに作成してください。

ー ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について ー

平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況について記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

※提出時点を基準としてください。

| 法人名 | 常時雇用する労働者数 | 認定状況及び取得年月日（認定が何も無い場合は無しと記入） |
|--------|------------|---|
| 〇〇株式会社 | 〇名 | えるぼし認定 1 段階（〇年〇月〇日） |
| 〇〇株式会社 | 〇名 | えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、 プラチナくるみん認定（〇年〇月〇日） |
| 〇〇株式会社 | 〇名 | ユースエール認定 |
| | | |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

| 認定等の区分 | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定) | 1 段階目 ^{※1} |
| | 2 段階目 ^{※1} |
| | 3 段階目 |
| | 行動計画 ^{※2} |
| 次世代法に基づく認定 (くるみん認定・プラチナくるみん認定) | くるみん (旧基準) ^{※3} |
| | くるみん (新基準) ^{※4} |
| | プラチナくるみん |
| 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定) | |

※1 「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。

※2 行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※3 旧くるみん認定マーク（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 3 項の経過措置により認定）。

※4 新くるみん認定マーク（改正後認定基準（平成 29 年 4 月 1 日施行）により認定）。

提案書類受理票（NEDO 控）

提案書類受理番号

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」

2020 年 月 日

提案者名：〇〇〇〇〇株式会社

受領書類：

e-rad 応募内容提案書 1 部

提案書 3 部（正 1 部 写 2 部）

会社経歴書 1 部 ※対象事業者のみ

直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
1 部

-----切り取り-----

割 印

-----切り取り-----

提案書類受理番号

「直流利活用に関する技術マップ及びロードマップのアップデートに関する調査」

提案書類受理票（提案者控）

2020 年 月 日

〇〇〇〇〇株式会社 御中

提出された標記提案書類を受理いたしました。

e-rad 応募内容提案書 1 部

提案書 3 部（正 1 部 写 2 部）

会社経歴書 1 部 ※対象事業者のみ

直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
1 部

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スマートコミュニティ部 廣瀬、遠藤、飯原 印